

た。而も、この考えを全インドに徹底せしめたものにインド独特の諸宗教運動があった(例えば Brahma Samāi, Aya Samāi, Ramakrishna-Vivekananda movement)。これから見て、日本に於ける業思想は単に personal なものであった。曾って、それが social な方向を保ちつつ、日本民衆に浸透していったことがあったであろうか。

第八世紀後半におけるチベット

の訳経事業

稲葉正就

第七世紀初頃に仏教が公式にチベットへ受容されたが、それより約一世紀半の間は訳経が殆んど行われなかった。ところがチソンデツェン王 Khri sron lde brtsan (在位七五四—七九七年)の御代になって訳経事業が開始された。それでは、それは何年から始められたのであろうか。

現存チベット訳経論を見ると、インド(カシミールなどを含む)とチベットの僧の共訳になるものが大部分であるから、チベット人の出家が行われて後に訳経が始められたと考えられる。王の第一詔勅に未の年にサムエ寺 Bam yas の定礎を行なったとあり、その未の年は七七九年とするのが学者の定説である。またプトン仏教史に未の年に試みにチベット人を七人(実際は六人)出家させたところ。後者の未の年も七七九年と思われる。しかし出家して直ちに訳

経にたずさわったか疑わしいから、訳経事業の開始は七七九年かそれより少し後であろう。したがって寧ろ王の晩年に近づいてから開始されたと考えられるのである。

それでは、どういふ仏典が翻訳されたか。それについて幸にも現存チベット大蔵経の中にデンカルマ *Idan dkar ma* 目録(影印北京版 No. 5851) が収録されている。これはプトン仏教史に、この王の命によって辰の年に編纂されたという。辰の年はこの王の時代とすれば七七九年以後では七八年より以外にない。しかしこの目録に列挙されている経編の数は七三〇余部にのぼり、それらは比較的少数の僧によって訳されているから、僅か九年間(或はそれより短期間)に訳されたとは考えられない。またプトン仏教史にこの王の時代の編纂というが、デンカルマ目録それ自身の序には何ら王名を記していない。またこの王の著作が七部収録されている。そういう点からして、この王の子のチデソンツェン王 Khri lde sron brtsan (在位七九八—八一五年)の時代まで降るのではなからうか。そうすると辰の年は八〇〇年か八一二年になる。八一四年に翻訳名義大集の編纂が開始されるので、それより更に降ることはないであろう。それでは八〇〇年であろうか或は八一二年であろうか。プトンがチソンデツェン王の時のこととするのは、王とこの目録との間に何らかの関係があったと考えたからとするならば、王の逝去(七九七年)後、間もない八〇〇年と見做すのが受け容れ易いであろう。

ところで、この目録の経類を見ると、顕教の経が現存チベット大

藏経所収のそのうちの約八〇%近くを占めている。それに比べて密教の経は僅か約二六%にしか達していない。論は経ほど多く訳されていないが、密教のものは極めて少い。密教の経論はランダルマ王 *Glas dar ma* (在位八四一年—八四六年) の廃仏以後に多く訳されたといわれるのは正しい。それにしてもこの目録に記されている経論の数が多いため、仏教が全盛であったレバチェン王 *Ral Dar can* (在位八一五—八四一年) 時代に訳された経論が少いことになるのは理解し難い。また八〇〇年頃は、チデソソツェン王即位直後で廃仏が行われていたし、外は唐との戦いに敗色覆い難く、内外多端な時代でもあったから、八二二年の編纂と見做す方が妥当ではなからうか。尤もこの目録には後代の附加がある。例えば、レバチェン及びランダルマ王時代の法成 *Chos grub* による漢文よりの重訳の名が記され、また第一世紀の訳と思われる大般涅槃經の重訳などが収められている。したがってこの目録の取り扱いに注意を要するが、しかし後代の附加は少数と見るべきであろう。そうするとこの目録に出ている多くの主要な頭教の経論は、第八世紀後半のチソソツェン王の時代に、厳密にいうと寧ろ王の晩年頃から第九世紀初頭へかけて翻訳されたものといえる。

律蔵にあらわれたる正法久住の精神

佐々木教悟

現存諸律の経分別広説、すなわち戒経広説のところに、十句義 (*dasā abhavaṣo*) のために学処 (*sikkhapada*) を制する旨が説かれていゝ。四分律によれば、それは各戒条の下にかかげるといふ仕方が説かれているから、律の学処はすべて十句義に縁りて (*Paṭi-* *ṣo*) 制定されたものであることはあきらかである。その十句とは、(1) 僧を撰取す(2) 僧をして歓喜せしむ(3) 僧をして安樂ならしむ(4) 未信者をして信ぜしむ(5) 已信者をして(その信) 増長せしむ(6) 難調者をして調順せしむ(7) 慚愧する者をして安樂を得せしむ(8) 現在の有漏を断ぜしむ(9) 未来の有漏を断ぜしむ(10) 正法をして久住することを得せしむ、というものである。

この十種の利益(僧祇律)に関しては、パーリ律と五分律とは比較的によく一致するが、他律にあっては若干の相異がみられる。いま問題とするのは第(10)の正法久住の項目である。パーリ律では、それは項目(9)にあげ、項目(10)は律を愛重するために (*Vināyanugga-* *hava*) としている。五分律では、正法久住を同じく項目(9)にあげ、(10)は分別毘尼梵行久住故としている。そしてここにかかげられた正法久住と梵行久住を、四分律以下の他律では、両者のうちのいずれか一つをあげる方法をとっている。すなわち四分律と僧祇律とは正法久住をあげて梵行久住をあげない。十誦律と根本有部律とは梵行久住をあげて正法久住をあげない。

ここでとくに注目されるのは摩訶僧祇律の項目(10)である。この律のみは正法久住をあげるに際して、「正法をして久住するを得て諸天世人の為に甘露の施門を開かんが故に」とのべている。これはひ